

令和 5 年

三 島 市 外 五 ヶ 市 町 箱 根 山 組 合

組 合 議 会 2 月 定 例 会 会 議 録

(令和 5 年 2 月 7 日 三島市議会議場において)



出席議員

1 番	渡邊 菊雄 君
2 番	大沼 正明 君
3 番	織田 嘉和 君
4 番	室伏 信也 君
5 番	桐原 直紀 君
6 番	宮下 知朗 君
7 番	土屋 利絵 君
8 番	河野 月江 君
9 番	村田 耕一 君
10 番	渡邊 一弘 君
11 番	鈴木 文子 君
12 番	甲斐 幸博 君
13 番	中野 博 君
14 番	長澤 務 君
15 番	加藤 常夫 君
16 番	松下 尚美 君
17 番	大濱 博史 君
18 番	山本 文博 君
19 番	沈 久美 君
20 番	岡田美喜子 君
21 番	大石一太郎 君
22 番	横山 博一 君
23 番	大房 正治 君
24 番	松田 吉嗣 君

---

説明のため出席した者

管理者 三島市長	豊岡 武士 君
副管理者	杉山 浩生 君

---

事務局出席者	勝又 慶貴 君
	小林 悟 君
	大川 秀平 君
	関口 智也 君

令和5年2月7日（火）

午後3時00分 開議

## 議 事 日 程

日程第 1		組合議会議員の辞職について -----	3
日程第 2		議席の指定 -----	3
日程第 3		会期の決定 -----	3
日程第 4		会議録署名議員の指名 -----	3
日程第 5	議第 1 号	令和 5 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計 予算案 -----	4
日程第 6	議第 2 号	土地売却について -----	7
日程第 7	議第 3 号	三島市外五ヶ市町箱根山組合職員の定年等に 関する条例案 -----	8

(午後 3 時 0 0 分 開会)

○議長(大房正治君)本日は、御苦勞様でございます。

出席議員が定足数に達しましたので、これより三島市外五ヶ市町箱根山組合議会 2 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、管理者あて出席方を通知しておきましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は文書をもって御通知申し上げたとおりであります。

これより日程に入ります。

---

△日程第 1 組合議会議員の辞職について

○議長(大房正治君)日程第 1 組合議会議員の辞職についてご報告申し上げます。

三島市選出の組合議会議員 石井真人君より、一身上の都合により辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第 1 2 6 条の規定により、議長において許可いたしましたので、ご報告申し上げます。なお、補欠選挙により、沈久美さんが選出されましたので、ご紹介申し上げます。

---

△日程第 2 議席の指定

○議長(大房正治君)次に、日程第 2 議席の指定を行います。

今回選出されました沈久美さんの議席は、会議規則第 3 条の規定により、議長において、議席番号 1 9 番に指定いたします。

---

△日程第 3 会期の決定

○議長(大房正治君)日程第 3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日一日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)御異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日一日と決定いたしました。

---

△日程第 4 会議録署名議員の指名

○議長(大房正治君)次に、日程第 4 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、議長において7番 土屋利絵さん、8番 河野月江さんの両名を指名いたします。

---

△日程第5 議第1号 令和5年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計  
予算案

○議長(大房正治君)次に、日程第5 議第1号 令和5年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計予算案についてを議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

[副管理者 杉山浩生君登壇]

◎副管理者(杉山浩生君)ただいま、上程になりました、議第1号 令和5年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計予算案について、提案の要旨を申し上げます。

本年度の予算額は、6,984万7,000円ですが予算書3ページと4ページにありますように歳入歳出ともに前年度に対し3,421万4,000円、率で申し上げますと32.9%の減となっております。はじめに、歳入の内容についてご説明をいたします。お手元の予算書6ページ、7ページをお開きください。1款 使用料及び手数料、1項1目 使用料、1節 電柱敷使用料215万8,000円は、東京電力が838本、NTTが601本の電柱敷使用料となります。2節 その他使用料161万7,000円の主なものは、土地占用料158万6,000円で、熱海ガス(株)のガス管理設に伴うものなど、土地の占用に係るものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。2款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、1節 貸地料の3,920万5,000円は、(株)芦の湖カントリークラブほかの法人及び一般貸付による貸地料で、詳細はお手元の予算資料2ページ、3ページに記載してございます。2目 利子及び配当金、1節 預金利子166万円は、積立金の累計予定額8億400万円の運用利子でございます。3目 森林収入、1節 造林木売却収入270万円は、函南町地籍の分収造林に係る森林経営計画に基づき実施される間伐に伴う木材の売却収入でございます。次に、12ページ、13ページをお開きください。

2項1目1節 補償料収入1,572万3,000円は、JR東日本旅客鉄道及び東京電力からの送電線下補償料1,523万5,000円などで、詳細につきましては、予算資料の3ページ下段に記載してございます。次に、14ページ、15ページをお開きください。3項1目1節 土地売却収入6万2,000円は、このあとの議第2号でご審議いただきます箱根南西麓地区橋

梁工事用地として静岡県に土地を売却するにあたり計上するものでございます。

次に、16ページ、17ページをお開きください。3款1項1目1節 繰越金は、令和4年度の決算見込みから650万円を計上させていただきました。

次に、20ページ、21ページをお開きください。4款 諸収入、2項1目 雑入、1節 その他雑入22万円の主なものは、5年契約で更新をしております森林保険料の地元負担金21万9,000円です。次に、22ページ、23ページをお開きください。繰入金は廃款となります。

次に、歳出のご説明をいたします。予算書24ページ、25ページをお開きください。1款1項1目 議会費385万5,000円は、組合議会の運営に要する経費ですが、主なものは報酬となっております。

次に、26ページ、27ページをお開きください。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費3,239万円は、特別職と一般職3名の人件費をはじめ、組合の管理事務に要する経費で前年度と比べ48万円の増額となっております。次に、30ページ、31ページをお開きください。2項1目 監査委員費12万5,000円は、監査事務に要する経費でございます。

次に、32ページ、33ページをお開きください。3款1項 財産費、1目 管理費2,312万7,000円は、組合の核となる業務でございます。主なものをご説明いたしますので、右側の説明欄をご覧ください。財産管理事業1,686万8,000円のうち、9行目の森林保険料55万3,000円は、森林の災害に備え加入する森林保険の5年毎に更新が必要となる契約保険料でございます。次に財産管理台帳補正調査業務委託料300万円は、平成30年度から実施しております事業で組合管理地内の地籍調査未調査区域の情報を集約し、一元的且つ合理的な財産管理の実現を図ることを目的に現地踏査や既設点検証などの測量業務を委託しようとするものでございます。4行において次の機械器具費100万円は、三島市消防団に貸与する山林火災防止用機材等の購入費でございます。1行において次の農林道事業負担金282万4,000円は、三島市および函南町が実施する林道維持管理事業に係る事業費の一部を負担しようとするものでございます。2行において次の地籍調査事業負担金89万6,000円は、三島市が実施する箱根山工区の地籍調査事業について、事業費の5%を負担するものでございます。2行において次の送電線下補償料地元交付金473万9,000円は、JR東日本旅客鉄道及び東京電力からの送電線下補償料を補助金等交付規則に基づきまして、関係団体に交付するものでございます。詳細につきましては、予算資料の5ページ下段に記載し

てございます。1行において次の水利採草補償料40万2,000円は、(株) 芦の湖カントリークラブからの水利採草補償料を関係団体に交付するものです。次に積立金40万円は、将来にわたる組合の財政運営の健全化を確保するために積み立てようとするものでございます。1行において次からの貸付地管理事業の貸付地維持管理事業補助金30万円と分収造林地管理事業の分収林維持管理事業補助金80万円は、境界確認や草刈りなど、貸付先の団体等が行う山林管理活動に対する補助金でございます。次に、34ページ、35ページをお開きください。右側の説明欄をご覧ください。直轄地管理事業515万9,000円のうち、直轄林管理事業委託料502万5,000円は、三島直轄林や函南直轄林等の草刈りなど、その維持管理に必要な業務について、委託しようとするものでございます。次に、2目 森林費435万円についてご説明いたします。平成25年8月に策定された三島直轄林整備事業計画に基づいて森林の保全整備を推進していくために必要となる12節 委託料195万円と18節 負担金補助及び交付金240万円となっております。その詳細についてご説明いたしますので、右側の説明欄をご覧ください。森づくり事業のうち、1行目の広葉樹林化区域保全整備業務委託料85万円は、当該計画の中で利用目的別に設定されております、創始の森や学びの森及び景観創造の森など、当該区域の下刈りや獣害対策など森林の保全整備について委託しようとするものでございます。詳細につきましては、予算資料の6ページ下段に記載してございます。次に広葉樹林化区域間伐業務委託料83万円は、学びの森の間伐や林床整理などを委託しようとするものでございます。次に混交林化区域保全整備業務委託料27万円は、すでに遊歩道の整備を実施しております諏訪の台溪畔林区域の維持管理を委託しようとするものでございます。次に三島フォレストクラブ事業補助金20万円は、三島フォレストクラブが実施している森林保全活動に対して補助しようとするものでございます。次に箱根接待茶屋の森事業補助金190万円は、箱根接待茶屋の森、およそ10ヘクタールにおいて実施される保全整備・維持管理活動をはじめ、毎年4回の開催を予定しております森林環境教育や人材育成を目的とした森の楽校の開催、その活動に対しまして補助しようとするものであります。次に箱根西麓森林塾講座負担金30万円は、三島市が委託する森づくり講座及び間伐入門講座を実施する箱根西麓森林塾講座の事業費の一部を負担しようとするものでございます。なお、その他の箱根山組合管理地内の間伐につきましては、特段の予算措置を必要としない森林経営計画による施業を引き続き積極的に推進して参ります。

以上、ご説明いたしました事項の詳細につきましては、別紙、予算資料及び

事業計画箇所図にも記載してございますので、併せまして参考にしていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(大房正治君)説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(大房正治君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(大房正治君)なければ討論を終わり、これより議第1号 令和5年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計予算案について採決いたします。

原案どおり可決することに御異議のない方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長(大房正治君)挙手全員と認めます。

よって議第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

---

#### △日程第6 議第2号 土地売却について

- 議長(大房正治君)次に、日程第6 議第2号 土地売却についてを議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

〔副管理者 杉山浩生君登壇〕

- ◎副管理者(杉山浩生君)ただいま、上程になりました議第2号 土地売却について、提案の要旨をご説明いたします。これは、静岡県が行う、三島市字井戸尻地先での畑地帯総合整備箱根南西麓地区橋梁4工事に伴う事業用地として、組合所有地である三島市字井戸尻4706番の176の内ほか1筆、現況地目山林 39.93㎡を1㎡あたり1,570円、総額62,689円で静岡県に売却しようとするものであります。すでに関係借地人からは、この事業に対する理解も得られ、借地返還承諾書も提出されております。なお、お手元に参考資料といたしまして、土地売買契約書案のほか、事業概要及び理由書、位置図、用地平面図、座標求積表、平面図、公図写及び地籍図を添付させていただきました。また、この区域は、地籍調査の実施区域にあたり現在、登記準備中の状況であることから契約締結日は、令和5年4月1日以降となる予定でございます。

ます。

宜しく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大房正治君)説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)なければ討論を終わり、これより議第2号 土地売却について採決いたします。

原案どおり可決することに御異議のない方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(大房正治君)挙手全員と認めます。

よって議第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

---

△日程第7 議第3号 三島市外五ヶ市町箱根山組合職員の定年等に関する条例案

○議長(大房正治君)次に、日程第7 議第3号 三島市外五ヶ市町箱根山組合職員の定年等に関する条例案を議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

〔副管理者 杉山浩生君登壇〕

◎副管理者(杉山浩生君)ただいま、上程になりました、議第3号 三島市外五ヶ市町箱根山組合職員の定年等に関する条例案について、提案の要旨をご説明いたします。これは国家公務員の定年を引き上げる国家公務員法の改正及びこれに伴う地方公務員法の改正を踏まえ条例の改正を行うものであります。

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされていることから、所要の整備をするものですが、主な改正内容は、定年制度として、組合職員の定年を令和5年4月1日から令和13年4月1日までの間に段階的に引き上げ65歳に定めること、いわゆる役職定年制である管理監督職勤務上限年齢制として、管理職手当を支給されている職員を対象に、60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの間を異動期間と定め他の職に降任等を行うこと、また、降任等を行うにあたり遵守する事項を定めること、定年前再任用短時間勤務制として60歳に達した日以後に退職した者を常勤勤

務の定年退職日に相当する日までを任期とし、短時間勤務の職に採用できることを定めること、また、定年の段階的な引上げ期間において現行と同様に年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするための暫定的な再任用に関する経過措置を定めることなどが改正の主な内容でございます。

宜しく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大房正治君)説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)なければ討論を終わり、これより議第3号 三島市外五ヶ市町箱根山組合職員の定年等に関する条例案について採決いたします。

原案どおり可決することに御異議のない方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(大房正治君)挙手全員と認めます。

よって議第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長(大房正治君)以上で、本日の議事は終了いたしました。

ここで豊岡管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

◎管理者(豊岡武士君) 議会閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日の三島市外五ヶ市町箱根山組合議会2月定例会におきましては、令和5年度の予算案をはじめとした議案につきまして、慎重なるご審議の上、議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年度の事業につきましては、いまだ続くコロナ禍の中ではありますが、無事に視察研修が実施されたことをはじめ、皆様にお認めいただきました芦の湖カントリークラブに対する補助金の件につきましても芦の湖カントリークラブの主体のもと芦ノ湖高原別荘地災害対策工事が施工され、無事に完成に至るなど皆様方の温かいご理解とご協力により、順調に推移してまいりました。

令和5年度の予算、事業等におきましても適宜・適切な執行はもとより、箱根山組合共有地基本構想の具現化を図るため、三島直轄林整備事業計画に基づく森づくりに、引続き着実に取り組むと共に、行政や関係機関等と連携を密にし、公益的機能の向上、治山・治水を第一義として、ますます防災、減災に寄与するべく森林の保全整備を進めていく所存でございます。

議員の皆様におかれましては、今後さらにご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

皆様に、ここでお願いがございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が令和5年4月1日から施行され、同日から個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴い、当組合といたしましても法改正後の事務に支障のないよう、必要な条例の整備に向け全力を挙げて準備を進めているところであります。しかしながら、本日をもって2月定例会が閉会となり、同法が改正される前に再び当組合議会を開き、ご審議いただくことは困難かと存じますので、関連いたします三島市外五ヶ市町箱根山組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきましては、専決処分とさせていただきます。議員の皆様方には、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

立春を過ぎ、暦の上では春を迎えたところではございますが、まだまだ寒さの厳しい日々が続くことが予想され、実感として春の訪れを感じるには今暫くの時間が必要かと存じます。くれぐれも議員の皆様には、ご健康に留意され、ますますご健勝にてご活躍くださいますようご祈念申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(大房正治君) これをもちまして、2月定例会を閉会いたします。

御苦勞様でございました。

(午後3時28分 閉議)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名いたします。

令和5年2月7日

議長 大房 正治

会議録署名議員 土屋 利絵

会議録署名議員 河野 月江